

お客さま各位

株式会社関西みらい銀行

NISA ご利用のお客さまへ NISA 総投資簿価残高のお知らせ開始について

平素は当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2024 年以降の NISA 制度においては、投資家一人当たりの非課税保有限度額(1,800 万円)が設けられています。非課税保有限度額は投資家一人が金融機関に開設した全ての NISA 口座における購入残高の合計(「NISA 総投資簿価残高」といいます)となります。

NISA 総投資簿価残高が 1,800 万円に達したお客さまは、2029 年以降に 1,800 万円と前年に解約したファンドの簿価金額の差額を年間 360 万円の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。これらにともない、2026 年よりお客さまへ NISA 総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

【対象のお客さま】

・前年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ当年の NISA 利用枠が当社にあるお客さま

※初回のお知らせは、2025 年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ 2026 年の NISA 利用枠が当社にあるお客さまが対象となります。

【お知らせの名称】

・特定累積投資勘定基準額等通知書

【お知らせの方法】

・「マイゲート」の電子交付サービスをご契約されている場合は電子交付でお知らせします。

ご契約されていない場合は郵送でお知らせします。

※初回のお知らせは、2026 年 2 月末以降の予定です

【お客さまへのお願い】

・お届けの氏名、個人番号(マイナンバー)に変更が生じた際は、お早めに取引店にて、お手続きをお願いします。複数の金融機関に NISA 残高をお持ちの場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。

・変更手続きが未了の場合、お客さまへ正しい NISA 総投資簿価残高をお知らせできませんので、ご注意ください。

●NISA 制度の内容はこちらをご確認ください。 >>

以 上